

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WGヒアリング用資料
(貿易保険業務)

平成16年10月
経済産業省貿易保険課

経済産業省で検討されている独立行政法人の見直しの中で、日本貿易保険(NEXI)についての検討状況及び今後の検討の方向性如何。

(回答)

- ・ 7月30日の経済産業省独立行政法人評価委員会において、「独立行政法人日本貿易保険の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについての当初案」(別添1)を公表しているところ。
- ・ 現在、「当初案」を踏まえた見直し内容の具体化について検討しているところであり、その際には、「貿易保険分野における官民のあり方検討委員会」における検討結果も踏まえることとなる。
- ・ 加えて、11月頃に予定される政策評価・独立行政法人評価委員会からの「勧告の方向性」や、経済産業省独立行政法人評価委員会からの意見も踏まえ、見直し内容を取りまとめることとしている。

経済産業省で検討されている「貿易保険分野における官民のあり方検討委員会」の検討状況及び今後の検討の方向性如何。

(回答)

- ・ 10月1日に第一回、10月15日に第二回を開催し、民間保険会社からのヒアリング結果も踏まえ、検討の方向性について議論を行ってきている状況。今後、11月9日に開催予定の第三回(最終回)において、とりまとめに向けた検討を行う予定(開催趣旨等は別添2、検討の方向性は別添3)。

貿易保険への民間参入の決定に際し、貴省(貿易保険法)と金融庁(保険業法)との役割分担如何。また、今後の両省間での調整の方向性及びスケジュール如何。

(回答)

- ・ 貿易保険法上、民間保険会社に対する参入規制は存在しない。一方、民間保険会社が新たな保険を販売しようとする場合、それが従来の貿易保険の概念

に含まれるものであったとしても、保険業法に基づく金融庁の判断となる。

- ・ このため、現在、両省間で何らかの調整が必要であるとは考えていない。

前回ヒアリング（7/20）において、貴省からは、「民間保険会社はリスクの引受能力に限度があることから参入は容易ではなく、仮に参入があるとしても、比較的风险の低い分野に限定したものになると考えられる。この結果として、比較的风险が高く民間保険会社が対象とし難い一方、我が国企業にとって重要な分野について（独）日本貿易保険が提供する保険料は値上げせざるを得ない、または貿易保険財政への悪影響が避けられなくなることとも想定される」旨回答があったが、当会議としては、そもそも個別の引受けリスクに見合った保険料を適切に設定すべきであり、回答のようなクロスサブシディーは望ましくないと考えるが、この点に関する貴省の見解如何。

（回答）

- ・ 貿易保険の保険料は、対外取引の相手国のカントリー・リスクや、被保険者が契約相手方の信用リスクについても保険てん補を希望する場合はその信用状況を審査の上、個別の引受リスクを勘案して設定するよう努めており、内部補助（クロスサブシディー）を前提としているものではない。
- ・ また、貿易保険事業の収支バランスを評価する際には、特に中長期案件については、相手国の債務繰延等に伴う場合も含めて20～30年にもわたる長期間の保険事故債権（利息を含む）の回収を含め、長期的なスパンでの収支相償の実現が図られるかが重要な視点となる。
- ・ なお、仮に、民間保険会社が比較的风险の低い分野（収支相償のスパンが短いもの）に限定し、国の貿易保険事業が民間ではできない分野に限定することとなる場合には、その結果として、収支相償スパンの長いものの比重が増し、保険事故が重なった場合に単年度ベースでのキャッシュフローベースでの収支が悪化するおそれが高まるが、この場合は、まずはこれまでと同様に事故債権を担保とした借入によって対処することが想定される。いずれにしても長期的なスパンでの収支相償が実現されるよう、リスクに見合った保険料の設定に努めていくことが重要と考える。

貿易保険の民間開放について、貿易保険法の規定（同法第5条「独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。」、同法第13条「日本貿易保険は、第五条の目的を達成するため、次の業務を行う。」等）を踏まえれば、仮に民間が参入できる分野があるなら、その部分に関してはNEXIは即時に退出することとなると理解されるが、貴省の見解如何。

仮に、NEXIが即時に退出しないとする場合、貿易保険法との整合性如何。

また、仮に NEXI が即座に退出しないとする場合、新規に参入する民間事業者と、国の再保険を受ける NEXI との間で、競争上のイコールフットィングはどのように確保するのか、貴省の見解をあわせて問う。

（回答）

- ・ 民間保険会社に参入できる分野があり、それが質・量の両面でサービスが十分かつ安定的に提供されることが明確になれば、それを民間保険会社に委ね、国の貿易保険事業はそれ以外の分野に特化すべきと考える。

NEXI は、民間事業者を補完することを大前提とし、NEXI の再保険等を通じて民間事業者に引受けキャパシティを提供・補完すること、国際間の保険金回収サービス等へ特化することなどにより、貿易保険（元受業務）の民間開放を抜本的に進め、もって「小さな政府」の考えを実現し、同時に我が国保険会社の競争力強化と保険市場の充実を実現できると考えるが、このような産業戦略はありえないのか。

また、このような民間開放を行うこととした場合、現行法令を改正する必要はあるか。ある場合には、網羅的かつ具体的に教示願いたい。

（回答）

- ・ 前質問に対する回答にも示したとおり、民間保険会社に参入できる分野があり、それが質・量の両面でサービスが十分かつ安定的に提供されることが明確になれば、それを民間保険会社に委ね、国の貿易保険事業はそれ以外の分野に特化すべきと考える。また、NEXI の業務の一部に係る民間委託の対象範囲についても拡大を検討しているところである。
- ・ こうした民間開放が進展し、貿易保険分野におけるサービスが一層多様かつ効率的に提供されることとなれば、対外取引の健全な発展に資するものと考ええる。
- ・ なお、民間保険会社が引き受けるリスクについては、民間再保険の利用が可能であることから、「民間でできることは民間に委ねる」の原則に則れば、民間ではできない分野を対象とする貿易保険の対象とはならず、国又は NEXI がこれを再保険すべきではない。仮に一部の民間保険会社から国あるいは NEXI が一定の再保険を通じてキャパシティを補完すべきとの要望がなされる場合は、民間保険会社間の競争条件や 民間再保険会社のビジネスの発展を阻害しないようすべきとの視点を踏まえ、慎重に検討すべきものと考ええる。

リスクの比較的低い先進国向けに限らず、その他地域を含めたワールドワイドの短期貿易一般保険の民間開放の是非について、貴省の見解如何。

リスクが高いものとして NEXI が扱っていない個別のカントリーリスクに対応する貿易保険の民間開放の是非について、貴省の見解如何。（事実上貿易保険が NEXI に独占されていることにより、現行 NEXI の商品では対応できない部分に対する保険ニーズが海外保険マーケットへ流出しているが、この現状をどう考えるか。）

上記２点について、これらを民間開放することとした場合、現行法令を改正する必要はあるか。ある場合には、網羅的かつ具体的に教示願いたい。

（回答）

- ・ これまでの「貿易保険分野における官民のあり方検討委員会」における検討状況を踏まえれば、民間に開放する分野を限定したり、何らかの制限を設けるべきではないと考える。
- ・ 仮に、民間保険会社が分野を限定せずに貿易保険と同種の商品を販売しようとする場合、貿易保険法の改正は必要ない。

民間開放を行う場合、保険流通を担う機械輸出組合等公的組織に対して民間サービスの取り扱いを許すのか、あるいは制度保険（包括保険）加入者の民間・NEXI 間の選択の自由を許すのか等、引受業務の緩和に並行した流通部分の民間開放・参入受け入れを許容するのか否か、貴省の見解如何。

（回答）

- ・ 組合包括保険制度については、近年の我が国企業の対外取引形態の変化に伴い、一部利用者において受益と負担がアンバランスとなっているなどの課題が見られることから、次期中期目標期間中に、保険料率や商品性の見直しなどを含め抜本的な見直しを行うこととしている（経済産業省による「NEXIの組織・業務全般の見直しについての当初案」において提示済み）。
- ・ 本見直しとは別に、民間保険会社が保険商品を提供することになれば、民間保険会社とNEXIの各々が提供する多様なサービスの中から個々のニーズに応じて何を選択するかについては、各輸出組合あるいは組合に所属する企業の経営判断に委ねられることとなると考える。

独立行政法人日本貿易保険の中期目標期間終了時における 組織・業務全般の見直しについての当初案

平成 16 年 7 月 30 日
経 済 産 業 省

「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)に基づき、以下のとおり、独立行政法人日本貿易保険の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについての当初案を作成したところ、今後、年内を目途に見直し内容の具体化を検討し、第二期中期目標の策定に反映させる。

・日本貿易保険の現状に関する基本認識

独立行政法人日本貿易保険（NEXI）は、外国貿易や海外投資等の対外取引において通常の保険では救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として（貿易保険法第 5 条）平成 13 年 4 月に、経済産業省の貿易保険部局から実施部門が独立する形で独立行政法人として発足した。

貿易保険事業は、日本貿易保険が業務を運営している一方で、貿易再保険特別会計を通じ、政府が日本貿易保険から再保険を引き受けており、この再保険制度により、国による信用力補完と通商政策の反映が実現されており、貿易保険事業は、経済産業省と日本貿易保険とが一体となって事業の実施を確実なものとしていると言える。

日本貿易保険の第一期中期目標期間は、平成 13 年 4 月から平成 17 年 3 月までの 4 年間と設定され、これまでの間、独立行政法人化したことによるメリットを最大限活用し、国の通商政策と連携した高い国際性を有し、リスクに対する高度かつ専門的な考察や質の高いサービスの迅速な提供が可能で、かつ、そのような事業を効率的かつ効果的に行える組織により、その目的の達成に努めてきた。同法人の業務実績については、経済産業省独立行政法人評価委員会（日本貿易保険部会）からも、平成 13 年度及び 14 年度において一定の高い評価が得られてきている。

貿易保険に対する社会の期待は引き続き高い状況にある。経済の情報化、国際化の動きが加速し、企業の多国籍化、企業活動のボーダレス化が一層深化する中で、拡大する対外取引には依然として各種のリスクが内在し、加えて、対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつある。さらに、テロや SARS 等の自然災害に係るリスクも顕在化してきている状況で、中長期的にも、我

が国経済の発展及び我が国企業の経済活動の国際展開等に貢献する観点から、貿易保険事業が的確に運営される必要性は変わらないものと考えられる。

特に、カントリー・リスクの高い国への我が国企業の国際展開の円滑化、アジアなどグローバルな経済活動の拡大や多様化への対応、海外資源開発への取組強化のための支援、サービス分野等新たな国際展開が期待される分野への対応など、政策面での対応が求められる分野については、貿易保険事業としても、こうした社会経済情勢の変化にも対応していくことが求められる。

このような状況において、日本貿易保険に課せられた目的と、その目的を達成するために現に日本貿易保険が行ってきている業務の重要性は、従前にも増して高まっている。こうした認識の下、第二期中期目標期間の開始に向けて、日本貿易保険に期待される役割を的確に果たしていくためには、企業経営的手法をできる限り取り入れ、職員の高い専門的知見の涵養が図られる組織により、効率的かつ迅速な業務運営を行うことが必要である。

また、同時に、業務運営の効率化を図るためにも、民間における専門的知見・経験を最大限活用する観点から、金融機関との有効な連携を一層推進していくことが求められている。

．日本貿易保険の組織の在り方の検討

[国が主体的に関与する必要性]

日本貿易保険は、民間保険会社などが実施する通常の保険によって救済することができないリスクを保険する貿易保険事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として、同事業を実施しており、政府は、貿易再保険特別会計を通じ、日本貿易保険から再保険を引き受けている。これは、貿易保険が、

戦争、外貨送金停止等、保険数理上の計算が困難な事象を保険対象とし、かつ、

保険金支払が集中かつ巨額に及ぶこと、

事業を行っていく上で事故発生後の債権回収業務の比重が高いものの、回収にあ

たっては相手国政府との直接かつ長期間の交渉が必要であることといった特徴を有するため、民間の主体に委ねることが困難であるからである。

[民間への業務委託の状況]

他方、日本貿易保険は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、貿易保険に関する業務（保険契約の締結を除く）の一部を委託することができる（貿易保険法第15条）。これを受けて、日本貿易保険は、業務運営の効率化を図る等の観点から、平成15年4月より、一部の商品に

ついて、民間損害保険会社３社への委託を活用して販売を開始したところである。日本貿易保険においては、業務委託の範囲を拡大する方向で、民間金融機関との連携のあり方を検討することとしている。

[非公務員型独立行政法人としての柔軟な組織運営]

また、日本貿易保険は、第一期中期目標期間から、特定独立行政法人でない独立行政法人、即ち、非公務員型の独立行政法人として、制度的自由度が一層高い組織形態を採用している。これにより、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス、企業財務等に関する職員の専門的知見を涵養するとともに、目標管理制度に基づく業績評価の導入等を通じた魅力ある就業環境の形成により、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与が可能となっている。

[組織の在り方]

独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」と定義されている（独立行政法人通則法第２条）。

貿易保険事業は、対外取引において内在する通常の保険では救済することができないリスクをてん補するもので、我が国企業の経済活動の国際展開等に不可欠な制度であることから、国民生活及び社会経済の安定等公共上の見地から確実に実施されることが引き続き必要であることは論をまたない。その上で、同事業の実施主体として設立された独立行政法人日本貿易保険においては、引き続き、効率的かつ効果的に業務を実施することが求められる。

このため、日本貿易保険においては、民間における専門的知見・経験を最大限活用するためにも、業務委託を含め、民間金融機関との連携・協力の強化に取り組むことが必要である。また、日本貿易保険は、非公務員型独立行政法人としてのメリットを活用した一層柔軟かつ機動的な組織運営を行うことが引き続き求められることも当然である。

・日本貿易保険の業務の全般にわたる検討

１．利用者のニーズ変化に的確に対応した質の高いサービスの提供

我が国企業の経済活動の国際展開は一層複雑な形態となっており、個々の利用者の貿易保険に対するニーズが一層多様化している状況にあるため、これに

的確に対応した、質の高いサービスを提供するため、以下のような方向性に沿って業務の全般にわたる見直しを検討する。

[サービスの一層の向上]

日本貿易保険にとっての最重要課題の一つであるサービスの向上については、引き続き、利用者の負担軽減を図るための諸手続の合理化・迅速化を図るとともに、利用者の意見を常に聴取し、それを具体的な業務に反映させることが求められる。中でも、最近の利用者アンケートにおいて指摘された「相談への対応の改善」、「引受業務の迅速化」等を含め、サービスの一層の向上に努める。

[潜在的な利用者のニーズを把握・反映するための体制整備]

これまで貿易保険を利用したことがないが、その利用へのニーズを有する潜在的な利用者に対し、貿易保険を説明するなどしてその利用を促すとともに、個々の利用者のニーズを把握し、的確に対応することが重要である。このため、日本貿易保険においては、業務運営の効率化の観点から、民間金融機関との連携を一層推進することを含め、このための体制の強化を検討する。こうした取組みを通じ、中堅・中小企業を含め一層多くの利用者のニーズに対応した商品性の改善を行うことができるようになると期待される。

[組合包括保険制度、海外投資保険の見直しなど商品性の改善]

日本貿易保険の多くの利用者が活用している「組合包括保険」については、近年の我が国企業の対外取引形態の変化に伴い、一部の利用者において受益と負担がアンバランスとなっているなどの課題が見られる。このため、保険料率や商品性の見直し、新商品の開発を含め、組合包括保険の抜本的な見直しに着手する。

また、海外投資保険については、これまで保険事故が少なく、利用が減少傾向にあることを踏まえ、第一期中期目標期間中に実施した制度改善の内容について中小企業を含めて幅広く広報・普及するとともに、更なる利用者ニーズへの対応として、事故要件の見直しなど商品の改善について検討する。経済産業省としては、このために必要な措置として、事故要件の一部（6ヶ月以上の事業休止）の見直しについて政令改正を検討する。

[財務基盤の強化その他の取組み]

貿易保険事業を確実に実施するためには、財務基盤の維持・強化を図ることが不可欠である。このため、日本貿易保険は、引き続き、保険料収入の維持に努めるとともに、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化に一層努める。

2．貿易保険における重点的政策分野への戦略化・重点化

日本貿易保険は、我が国の貿易保険業務を運営する機関として、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策などと密接に連携していくことが期待されるところであり、政府が重点的に取り組む分野については、貿易保険事業としても積極的な対応を図っていくことが求められる。現在考えられる分野は、例えば以下のとおり。

[カントリー・リスクの高い国への我が国企業の国際展開の円滑化]

イラク復興支援など国の通商政策上の重点的な取組みに一致するよう、日本貿易保険は、適正かつ効率的な事業に支障が生じない範囲で、カントリー・リスクの高い国への我が国企業の対外取引におけるリスクをてん補するよう努める。また、その際、諸外国の貿易保険制度を通じた政策的支援を受ける外国企業に対し、我が国企業が競争力を確保できるようにするとの視点も踏まえることも重要である。

[中堅・中小企業の輸出促進等への寄与]

我が国企業、特に中堅・中小企業が、世界に向けて自らの製品等の市場を開拓することが重要となってきたおり、これらの企業の輸出促進に対する政策的支援が取り組まれてきている。また、国際的な分業体制の構築が進展しつつある中で、中堅・中小企業の国際展開を支援していくことも強く求められている。このため、日本貿易保険においても、中堅・中小企業の輸出促進や投資促進に資する観点から、利用者のニーズに対応し、インターネットの活用を含め諸手続の一層の簡素化などを内容とする新商品の開発や、様々なチャンネルを利用した広報・普及等に努める。

[アジアなどグローバルな経済活動の拡大・多様化への対応]

我が国企業のアジアなどグローバルな経済活動の拡大や多様化に対応し、日本貿易保険は、こうした企業のニーズの変化に対応して商品性の改善を図るとともに、アジア諸国の貿易保険機関との連携を強化する。なお、既に着手しているアジア諸国の貿易保険機関との再保険制度を通じた日系企業の第三国取引に対する保険引受や、日系企業による現地通貨建てでの社債発行等資金調達に係る保険引受については、こうした取組の一環として評価される。

[その他重点的政策分野における我が国企業の経済活動の国際展開への支援]

原料資源等の中長期的な安定供給確保策の強化に資するための海外資源開発プロジェクトへの我が国企業の取組強化への支援や、サービス分野等新たな国際展開が期待される分野への対応などの重点的な政策分野については、日本貿易保険においても、我が国企業のニーズに対応し、貿易保険の商品性の改善等を検討する。

[環境社会への配慮]

グローバルな環境問題への対応や企業の社会的責任への意識の高まりを背景

として、社会経済全体の環境社会への配慮に対する取り組みの一層の強化が求められている。日本貿易保険においては、OECD合意に基づく環境社会配慮ガイドラインによる的確な審査を行うことはもとより、今後多様化する環境問題への対応について積極的に検討を進めることが期待される。

（以上）

「貿易保険分野における官民のあり方検討委員会」の設置について

平成 16 年 10 月
経 済 産 業 省
貿 易 経 済 協 力 局
貿 易 保 険 課

1. 趣旨

我が国の貿易保険制度は、我が国企業の「外国貿易その他の対外取引の健全な発展を図ることを目的（貿易保険法第 1 条）」として、現在、平成 13 年 4 月に設立された独立行政法人日本貿易保険（以下「NEXI」という）の元受、国の再保険（特別会計）という車の両輪によって効率的・効果的な業務運営を目指してきているところである。

近年、テロに係るリスクが顕在化しているなど対外取引には依然として各種のリスクが内在し、加えて、対外取引の複雑化や産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあること等を踏まえれば、貿易保険事業は先進各国と同様に引き続き国の全面的な信用力を背景として国が主体的に関与していくことが求められている。

他方、昨今の金融技術の進展、リスク・ヘッジ手法の多様化等の環境変化により、必ずしも現在貿易保険事業が対象としているリスクの全てを民間保険会社が引き受けられないと言い切れない状況になりつつあり、実際、欧米諸国では貿易保険事業の一部を民間保険会社が担っている例もみられている。

したがって、「民間でできることは民間で」という原則に則り、我が国企業の対外取引の円滑化を一層促進するための貿易保険制度における官民のあり方を検討することを目的として、「貿易保険分野における官民のあり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催する。

2. 検討事項

貿易保険を巡る民間保険会社の動向・役割
上記を踏まえた NEXI の業務の在り方
貿易保険分野における民間機能の一層の活用方策
（NEXI の一部業務の民間委託の範囲拡大、その他金融機関との連携）

3. 検討スケジュール

○第 1 回 2004 年 10 月 1 日（金）

- ・ 我が国における貿易保険の現状
- ・ 諸外国における貿易保険の動向
- ・ 検討の論点

○第2回 2004年10月15日(金)

- ・ 民間保険会社からのヒアリング
- ・ 検討の方向性

○第3回 2004年11月9日(火)

- ・ とりまとめ(案)

1 その後、パブリック・コメントを行った上で、とりまとめを完成・公表。

2 検討結果については、当省がとりまとめる「中期目標期間終了時におけるNEXTの組織・業務全般の見直しの内容」の検討に際しての基礎とする。

4. その他

委員会は、原則非公開とする。ただし、議事概要及び配付資料については公開とする。

(以上)

別添 3

検討の方向性について
～とりまとめ骨子(案)～

平成 16 年 10 月 15 日
経 済 産 業 省
貿 易 経 済 協 力 局
貿 易 保 険 課

1. はじめに

委員会の設立趣旨等を記載

2. 貿易保険を取り巻く現状認識

- (1) 貿易保険制度の概要と運営状況
第1回委員会資料4に基づき記載
- (2) 海外の動向
第1回委員会資料5に基づき記載

3. 民間保険会社の動向・役割

- (1) 民間保険会社の参入意向(民間保険会社の意見)
 - 一部の民間保険会社(外資系)は、諸外国において既に輸出取引信用保険を実施。この対象としている分野は、主として先進国向けの短期分野(各社毎に短期の定義は異なる)であるが、保険会社によっては一部の発展途上国向けや中長期案件等についても実施されている。このため、我が国においても同様に、諸外国において実績をあげている分野を中心に、現在貿易保険事業として実施している分野の一部について、即座に参入できるとの意向が示されている。
 - 他方、国内損害保険会社からは、同分野における知見や実績がないことから、参入のためには相応の準備期間が必要であるとの意見や、参入するための一定の環境整備が必要との意見もある。
- (2) 民間保険会社の参入に対する意見(利用者の立場)
 - 現在の N E X I を通じた貿易保険事業の運営は、利用者から高い評価を受けているが、民間保険会社から同等以上の良いサービスが得られる

かは現時点では不明。

- 一方、利用者にとっても、選択肢が拡大し、利便性が向上するのであれば、貿易保険分野への民間参入は、分野を限定することなく歓迎されるもの。但し、実際に民間保険会社からサービスが提供されるのは、先進国向け短期・消費財が中心となるのではないかと見込まれる。
- また、民間保険会社の参入によって、結果として現在のNEXIのサービスの供給が不安定になるようなことは避けるべき。

(3) 民間保険会社に期待される役割

- 諸外国と同様に、我が国においても「民間でできることは民間で」の原則の下、民間保険会社が貿易保険分野のサービスの一部を供給していくことが期待される。
- ただし、現時点においては、民間保険会社によって質・量ともに十分な貿易保険が提供されるかどうかは不明であり、当面の間、状況を注視していくことが必要。
- なお、貿易保険法上、民間保険会社等に対する参入規制は存在しない。民間保険会社が同種の保険を実施する場合は、一義的には保険業法に基づく金融庁の判断に基づくものとなる。

4 . N E X I の業務のあり方について

(1) 貿易保険事業における国の関与の必要性

- 貿易保険は、通常の保険では救済することのできないリスクを対象とすることが原則。
- 貿易保険事業が国営である本質の一つとしては、国家の外交力を最大限に活用し、回収率を向上させ、結果的に低廉なコストで貿易保険サービスを提供するという点にある。
- このため、貿易保険事業は、諸外国においても共通して国が大きく関与した形で実施されており、自国企業の国際競争力の確保に努めている。

(2) 民間保険会社とNEXIの適切な関係の構築

- 将来的に、現在NEXIが提供している貿易保険のうち、民間保険会社によって質・量の両面でサービスが十分かつ安定的に提供される分野が明確になることとなれば、それを民間保険会社に委ね、国の貿易保険事業は、民間保険会社が提供できない分野へと特化する。
- ただし、国の貿易保険事業は、国家の外交力の活用を通じた回収率の向上などという点で、民間保険会社のビジネスモデルとは根本的に異なるため、民間保険会社が同じ範囲の貿易保険を提供することは困難であると見られる。

- 貿易保険の利用者の意向を踏まえれば、昨今のビジネス環境の多様化、リスクの複雑化等の観点から、引き続き国が貿易保険事業を運営することが必要。
- 何れにしても、今後 N E X I と民間保険会社との関係を適切なものとするため、当面の間は民間保険会社の参入状況を様子見つつ、一定期間後に的確なレビューを実施することが考えられる。
- なお、組合包括保険制度については、近年の我が国企業の対外取引形態の変化に伴い、一部利用者の間で受益と負担がアンバランスとなっているなどの課題が見られることから、次期中期目標期間中に、保険料率や商品性の見直しなどを含め抜本的な見直しを行うこととしている（経済産業省による「N E X I の組織・業務全般の見直しについての当初案」において提示済み）。

（３）民間機能の一層の活用方策

- 現在実施している民間保険会社への業務委託を拡大する方向で検討する。具体的には、
 - ・ 業務委託の対象とする民間保険会社の範囲の拡大
 - ・ 業務委託の対象とする保険種の拡大
- また、これらの業務委託の拡大などを通じて、N E X I が保有する貿易保険に関する知見・ノウハウの移転を希望する民間保険会社からの要望に応えることも検討する。
- なお、海外における N E X I と民間保険会社との協調保険や再保険については、実現に向けた法制度上の問題やビジネス上のフィージビリティを含め、引き続き中期的な検討が必要であると考えられる。

5 . まとめ

（以上）